

霧ヶ峰宿泊付イベント誘客事業 実施要領

令和7年5月
経済部観光課観光係

◎霧ヶ峰宿泊付イベント誘客事業

(1) 目的

「霧ヶ峰高原活性化・再整備検討調査」に基づき、地元との連携により霧ヶ峰で開催するイベントもしくは霧ヶ峰も関わるイベントの参加者に対し、宿泊割引を実施し宿泊誘客を図ることにより、霧ヶ峰他、市内の宿泊施設や観光、飲食、物販等事業者の幅広い経済波及効果を図り、観光産業全体の底上げ行う。

(2) 概要

1) 宿泊割引対象イベント

- ・ 霧ヶ峰の誘客活性化につながるイベントであること、また、霧ヶ峰旅館組合からの同意が得られているイベントであること

※参加者が30名以上のイベントを対象とする。ただし、修学旅行、合宿は対象外とする

2) 霧ヶ峰イベント宿泊割引の対象者

- ・ 宿泊割引の対象イベントに参加する参加者及び同伴者

3) 霧ヶ峰イベント宿泊割引の対象施設

- ・ 霧ヶ峰イベント宿泊割の対象施設に申請した施設であり、下記2点のいずれかに含まれる施設
- ・ 旅館業法による許可を受け、市内の旅館・ホテル及び簡易宿所を営業する事業者
- ・ 住宅宿泊事業法による登録を受け、市内の住宅において住宅宿泊事業を営む事業者（企業の保養所、研修所や福利厚生施設、下宿営業及びラブホテルは対象外）

4) 霧ヶ峰イベント宿泊割引対象経費

- ・ 対象経費は、イベント宿泊割引対象施設に宿泊する際の宿泊料金及び追加料金等の総額からの割引料金
- ・ 複数の割引制度を併用するなどして、料金がマイナスになる場合には支払金額が0円になるまでの割引額とする

5) 霧ヶ峰イベント宿泊割引助成の期間

- ・ 令和7年5月1日～令和8年3月末までに、地元との連携により霧ヶ峰で開催するイベントもしくは霧ヶ峰も関わるイベントの参加者及び同伴者
- ・ イベントの当日及び前後1日の中で2連泊までを対象とする

6) 霧ヶ峰イベント宿泊割引助成の金額

- ・ 宿泊割引助成の金額は、1人1泊最大2,000円（1旅行あたり対象連泊数は2泊まで）
- ・ 国や県の宿泊割等との併用可

※霧ヶ峰イベント宿泊割：イベント参加者及び同伴者（全国対象）

(3) スキーム

① 霧ヶ峰宿泊付イベントの認定

- 霧ヶ峰宿泊付イベントの公募（市⇒イベント主催者）
- 霧ヶ峰旅館組合からの同意書提出（イベント主催者⇄霧ヶ峰旅館組合）
- 霧ヶ峰宿泊付イベント主催者エントリー（イベント主催者⇒市）
- 4団体（諏訪観光協会・諏訪湖温泉旅館組合・諏訪商工会議所・市観光課）にて、霧ヶ峰宿泊付イベントの決定

※霧ヶ峰宿泊付イベントを割引対象とし、諏訪湖温泉旅館組合へ業務委託

② 霧ヶ峰イベント宿泊割引の流れ

- 「市」「イベント主催者」「事務局」「宿泊施設」「利用者（イベント参加者）」の図式化

